

## 鎌倉市企業立地等促進条例の一部改正（素案）に 対する意見募集について

本市では、企業誘致等に係る立地促進期間の延長、また深沢地域整備事業の推進のため、別紙のとおり、企業立地等促進条例の一部改正を予定しています。

この内容について、皆様からのご意見を募集します。

### ❖ 意見募集期間

令和3年（2021年）8月16日（月）から令和3年（2021年）9月16日（木）まで  
なお、ご意見の提出は令和3年（2021年）9月16日（木）必着でお願いします。

### ❖ 提出方法

持参、郵送、FAX、Eメールにてお願いします。

持参、郵送：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市役所市民防災部商工課（市役所本庁舎1階 25番窓口）

F A X：0467-23-8700（商工課宛てとご記載ください。）

Eメール：shoko@city.kamakura.kanagawa.jp

※意見書の様式は自由ですが、裏面の用紙を利用いただくと便利です。なお、任意の様式で意見を提出される場合は、裏面の用紙に示した記載事項の漏れがないよう記載してください。

※窓口を持参いただく場合は、上記期間内の午前8時30分から午後5時まででお願いします（土日祝日は除きます）。

※電話でのご意見はご遠慮ください。

### ❖ 提出できる方

市内在住、在勤、在学か本市に納税義務のある方など

（鎌倉市意見公募手続条例第2条第3号に規定する「市民等」）

### ❖ 閲覧場所等

市役所ロビー（本庁舎1階）、商工課（本庁舎1階）、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館、玉縄図書館、鎌倉生涯学習センター

なお、市のホームページ（<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>）のパブリックコメントに関するページで閲覧することができます。

### ❖ その他

いただいたご意見とご意見に対する市の考え方等については、これらを整理した後に令和3年（2021年）10月中旬頃に市のホームページにて公表します。なお、いただいたご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

### 【事務担当】

鎌倉市役所市民防災部商工課

電話：0467-23-3000（内線2355）

# 意見提出用紙

## 鎌倉市企業立地等促進条例の一部改正（素案）について

下記の\*の項目は必ずご記入ください。

*記入者本人 氏名	(フリガナ) .....
法人・その他 団体等の名称	(法人・その他団体等の場合は、記入してください。個人の場合は記入不要です。)
*住所・電話番号 (所在地)	電話番号      —      —

「鎌倉市企業立地等促進条例の一部改正（素案）」について、次のとおり意見を提出します。

【意見記入欄】（欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいてもかまいません。）

※ いただいたご意見の内容及びご意見に対する市の考え方については、個人情報（氏名・住所等）を除き、市ホームページで公開します。なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんのでご了承ください。また、ご意見は本件以外に使用することはありません。